

～ 豊かで美しい里海・瀬戸内海と
やさしい里山に囲まれた高松 ～

高松市議会基本条例

解 説

高 松 市 議 会

高松市議会基本条例制定までの経緯

○議会運営委員会での協議に移管後

開催日	主 な 協 議 内 容
H25. 7. 2	第1回議会運営委員会 他都市の状況、今後のスケジュール
H25. 7. 23	第2回議会運営委員会 「章」及び章毎に盛り込む項目
H25. 8. 2	第3回議会運営委員会 「章」及び章毎に盛り込む項目
H25. 9. 4	第4回議会運営委員会 前文及び第1章「総則」
H25. 9. 26	第5回議会運営委員会 前文及び第1章「総則」、第2章「議会の活動原則等」
H25. 10. 7	第6回議会運営委員会 第2章「議会の活動原則等」
H25. 10. 23	第7回議会運営委員会 第2章「議会の活動原則等」
H25. 11. 12	第8回議会運営委員会 第3章「議員の活動原則等」
H25. 11. 19	議員研修会 講師：山梨学院大学法学部教授 江藤俊明 氏 「住民自治の根幹としての議会の役割と議会基本条例の意義」
H25. 11. 25	第9回議会運営委員会 第3章「議員の活動原則等」、第4章「市民と議会との関係」
H25. 12. 20	第10回議会運営委員会 第4章「市民と議会との関係」
H26. 1. 22 ～23	行政視察 三重県四日市市議会及び松阪市議会
H26. 1. 30	第11回議会運営委員会 第5章「議会と市長等との関係」
H26. 2. 21	第12回議会運営委員会 第5章「議会と市長等との関係」
H26. 3. 27	第13回議会運営委員会 第5章「議会と市長等との関係」、第6章「議会の機能強化」、 第7章「議員定数」、第8章「補則」
H26. 4. 9	第14回議会運営委員会 第6章「議会の機能強化」、第7章「議員定数」、 第8章「補則」 議会基本条例及び課題総括表における主な保留事項

H26. 4. 25	第 15 回議会運営委員会 議会基本条例及び課題総括表における主な保留事項
H26. 5. 2	議員全員協議会 「高松市議会基本条例(素案)について」
H26. 6. 27	第 16 回議会運営委員会 議会基本条例（素案）、行政視察、今後のスケジュール
H26. 7. 11	第 17 回議会運営委員会 市民説明会、先進地視察
H26. 7. 31	第 18 回議会運営委員会 市民説明会、パブリックコメントの実施、先進地視察、議会基本条例及び課題総括表の検討における保留項目
H26. 8. 8	第 19 回議会運営委員会 市民説明会の開催
H26. 8. 21 ～22	行政視察 大分県大分市議会
H26. 8. 15 ～9. 16	素案のパブリックコメント（8月15日～9月16日）
H26. 9. 3	第 20 回議会運営委員会 市民との意見交換会、パブリックコメント実施の中間報告、先進地視察の結果集約
H26. 9. 23	市民との意見交換会（市役所 13 階大会議室） 「議会基本条例検討経過及び議会基本条例（素案）の説明」等
H26. 10. 15	第 21 回議会運営委員会 市民意見交換会の結果、パブリックコメント、議会基本条例及び課題総括表の検討における保留項目、今後の日程
H26. 10. 23	第 22 回議会運営委員会 パブリックコメント、議会基本条例及び課題総括表の検討における保留項目
H26. 11. 7	第 23 回議会運営委員会 パブリックコメント、議会基本条例及び課題総括表の検討における保留項目
H26. 11. 19	第 24 回議会運営委員会 議会基本条例及び課題総括表の検討における保留項目
H26. 11. 25	各会派会長会 「高松市議会基本条例（案）について」
H26. 11. 28	議員全員協議会 「高松市議会基本条例（案）について」
H26. 12. 22	条例議案を 12 月議会に提出・可決

高松市議会基本条例の構成図

前 文

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 基本理念
- 第 3 条 基本方針
- 第 4 条 この条例の位置付け

第 2 章 議会の活動原則等

- 第 5 条 議会の活動原則
- 第 6 条 議員間討議
- 第 7 条 議決責任及び説明責任
- 第 8 条 危機管理

第 3 章 議員の活動原則等

- 第 9 条 議員の活動原則
- 第10条 議員の政治倫理
- 第11条 会派
- 第12条 政務調査活動

第 4 章 市民と議会との関係

- 第13条 情報公開の推進
- 第14条 市民参加の推進
- 第15条 議会報告会
- 第16条 広報広聴の充実

第 5 章 議会と市長等との関係

- 第17条 基本原則
- 第18条 政策等の監視及び評価
- 第19条 予算案及び決算における政策説明資料の作成

第 6 章 議会の機能強化

- 第20条 議決事件
- 第21条 検討会等
- 第22条 政策提案等
- 第23条 議員研修の充実
- 第24条 議会改革の推進
- 第25条 議会事務局
- 第26条 議会図書室

第 7 章 議員定数及び議員報酬

- 第27条 議員定数
- 第28条 議員報酬

第 8 章 補則

- 第29条 見直し手続

前 文

高松市議会は、日本国憲法で定める地方自治の本旨に基づき、市長と共に、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関です。

また、議会には、二元代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張関係を保ちながら、市政運営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策提案及び政策提言に努めることが強く求められています。

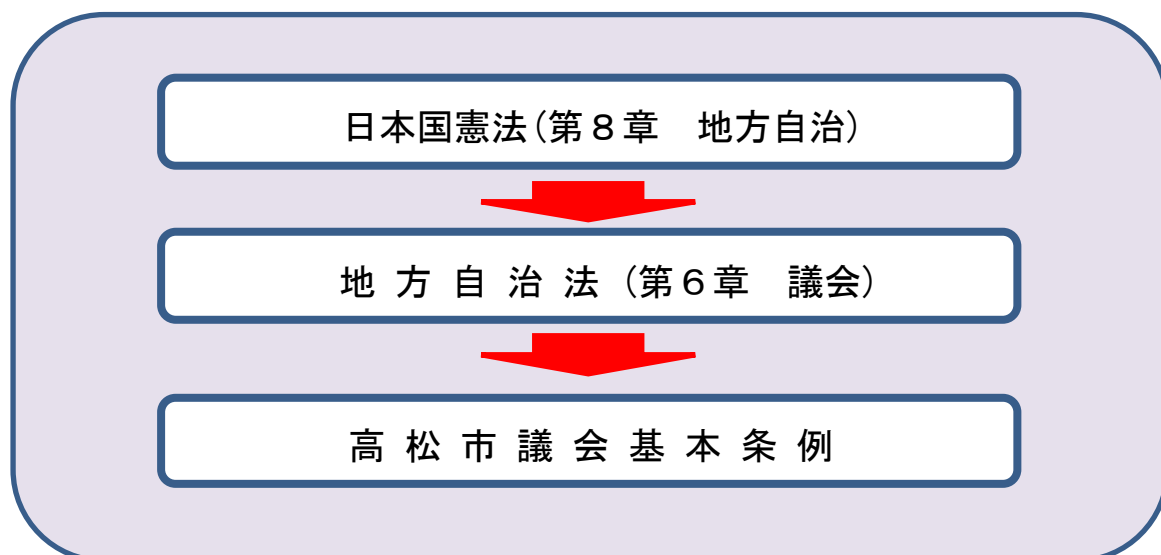
一方、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権が拡大するなど、大きな社会構造の変化や各種の今日的課題が山積しています。

このような中、地方議会は、地方の自主・自立のため、市民の多様な意見を踏まえて市政運営に反映するという本来の使命を十分に果たし、より一層、市民に開かれ、市民から信頼される存在となる必要があります。

このため、高松市議会は、豊かで美しい里海・瀬戸内海とやさしい里山に囲まれた本市で暮らす、全ての人々の生活の質の向上を旨として、議会の活性化を積極的に推進するとともに、市政に対する市民意思の反映に全力を尽くしていくことを、気持ちを新たに決意するものであります。

ここに、議会及びその構成員である議員一人一人が活動するに当たっての最も根幹となる指針として、全議員の総意により、この条例を制定します。

本市の最高意思決定機関である市議会の役割及び、その求められる機能を明記するとともに、昨今の地方分権の進展を受け、市議会の果たすべき責務等が増大しているとして、引き続き市政運営への市民意思の反映に全力を傾注することを決意表明した上で、議会に関する基本的事項を定めるために条例を制定することを明記しています。



【解説】

地方自治体は、住民が市長と議員の両者を直接選挙で選ぶ二元代表制をとっており、議会は、選挙で選ばれた住民の代表として、同じく選挙で選ばれた市長と互いに対等な立場で、それぞれが市政運営の重要な一翼を担っています。

議会は、市長が提案する事業計画や予算・条例などを、市民の立場で決定する議事機関としての役割と、執行機関が適切な事務執行をしているかを市民目線でチェックする監視機能としての役割がありますが、今後は、それに加えて、議会が、市民の意見を聞きながら、独自に政策をつくる政策形成の役割が重要となっており、そのため、議会は、市民の考え方や意思とかけ離れないよう、市民ニーズを、しっかり把握する努力が今まで以上に重要となっています。

一方、議会では、地方自治法第 120 条に基づき、議会の運営に関する一般的な手続や紀律等を会議規則に定めて運営していますが、会議規則は、時代が求める情報公開、市民参加や行政評価、また、政策形成する立法機能を含めた議会活動全般を包括しておらず、十分に対応することができないことから、多くの議会において、議会や議員の活動、市民と議会が意見交換する機会を設けることや議員同士が十分に議論を尽くすこと、また、情報公開や広報広聴機能を充実すること、積極的に政策提案することなどを内容とする議会基本条例を策定しており、同条例は、市民に対する議会の約束として、議会の役割と責任を示した地方議会の憲法とも言えるものです。

第1章 総則

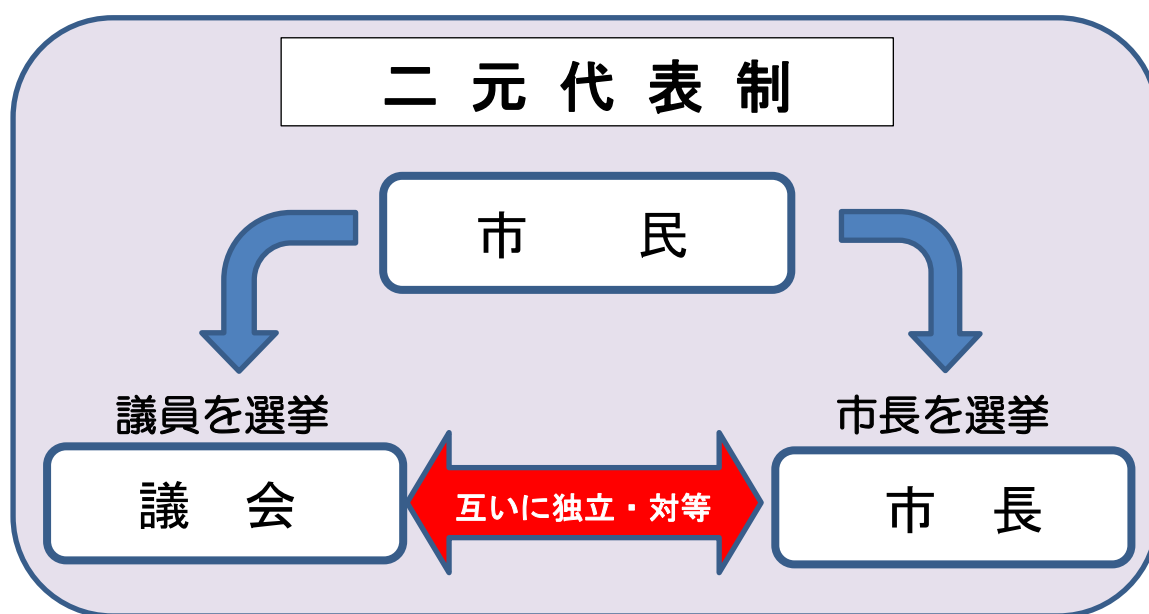
(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の議事機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、議会がその権能をいかんなく発揮することにより、真に市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

本条は、高松市議会基本条例をつくる目的を定めています。

【解説】

二元代表制の下で、前文で述べた使命、役割及び決意を踏まえ、議員の改選により議会の構成が変わっても、変わることはない議会及び議員の活動原則、市長等との関係並びに自主的・自立的な議会活動に関する基本理念・基本方針・基本的事項を定め、その諸機能を発揮することにより、市民により開かれた議会となり、市民福祉の向上と市政発展に寄与することを目的に定めたものです。



《参考》

二元代表制 地方公共団体の基本構造として、執行機関としての独任制の市長と、議事機関としての合議制の議会を設置し、市長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選び、互いに独立・対等な立場の制度です。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての自覚と誇りを持ち、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

本条は、高松市議会基本条例に対する議会としての基本理念を定めています。

【解説】

議会は、市政運営の方向を決定する唯一の議決機関として、市民の負託を損なわないよう常に品位を保持し、市民の意思を反映させるため、公平・公正な議論により地方自治の本旨の実現を目指していく、議会のあるべき姿を示すものです。

《参考》

地方自治の本旨 憲法第92条において「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。ここでいう法律のうち、最も基本的なものが地方自治法です。

地方自治の本旨とは、一般的に住民自治及び団体自治の二つの意味における地方自治を確立することとされています。

住民自治とは、その地域の住民の意思に基づいて地方行政の運営が行われていることをいいます。

団体自治とは、地方の住民の意思を反映した、国とは別の独立した統治機構が自主的に地方公共団体の事務(地方の行政)を担当する機能を有することをいいます。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 積極的な情報公開に努め、市民との情報共有を図るとともに、可能な限り市民の参画機会を保障すること。
- (2) 議案等の審議及び審査を通して、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について調査、監視及び評価を行うこと。
- (3) 議員相互の自由な討議(以下「議員間討議」という。)を活性化し、政策提案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 議会改革を継続的に推進すること。

本条は、前条の基本理念に基づき、合議体である議会活動の基本方針を定めています。

【解説】

第1号では、開かれた議会として、情報を市民に公開し、共有するとともに、議会としても積極的に様々な形で市民が参画できる機会を保障して、市民の意見を的確に把握することを、第2号では、地方自治法で定められている議会の権限を持って、議案等の審議・審査を行い、市長等の事務執行の監視・評価を行うことを、第3号では、議員がそれぞれの立場で自由に討議し、最も妥当な結論に帰結するよう活性化に努めることにより、政策提案や政策提言を行うことを、第4号では、社会環境等の変化に対応しながら、継続的な議会の改革に取り組むことを、それぞれ基本方針として明記しています。

《参考》

審議 本会議で付議事件について説明を聞き、質疑・討論して、表決するといった一連の過程を指します。

審査 委員会において、付託を受けた議案・請願等について、議論・結論を出す一連の過程を指します。

政策提案 市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することです。

政策提言 市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で、市長等に対して提言することです。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

本条は、高松市議会基本条例に対する議会及び議員に関し、例規の制定改廃時の整合を図ることを定めています。

【解説】

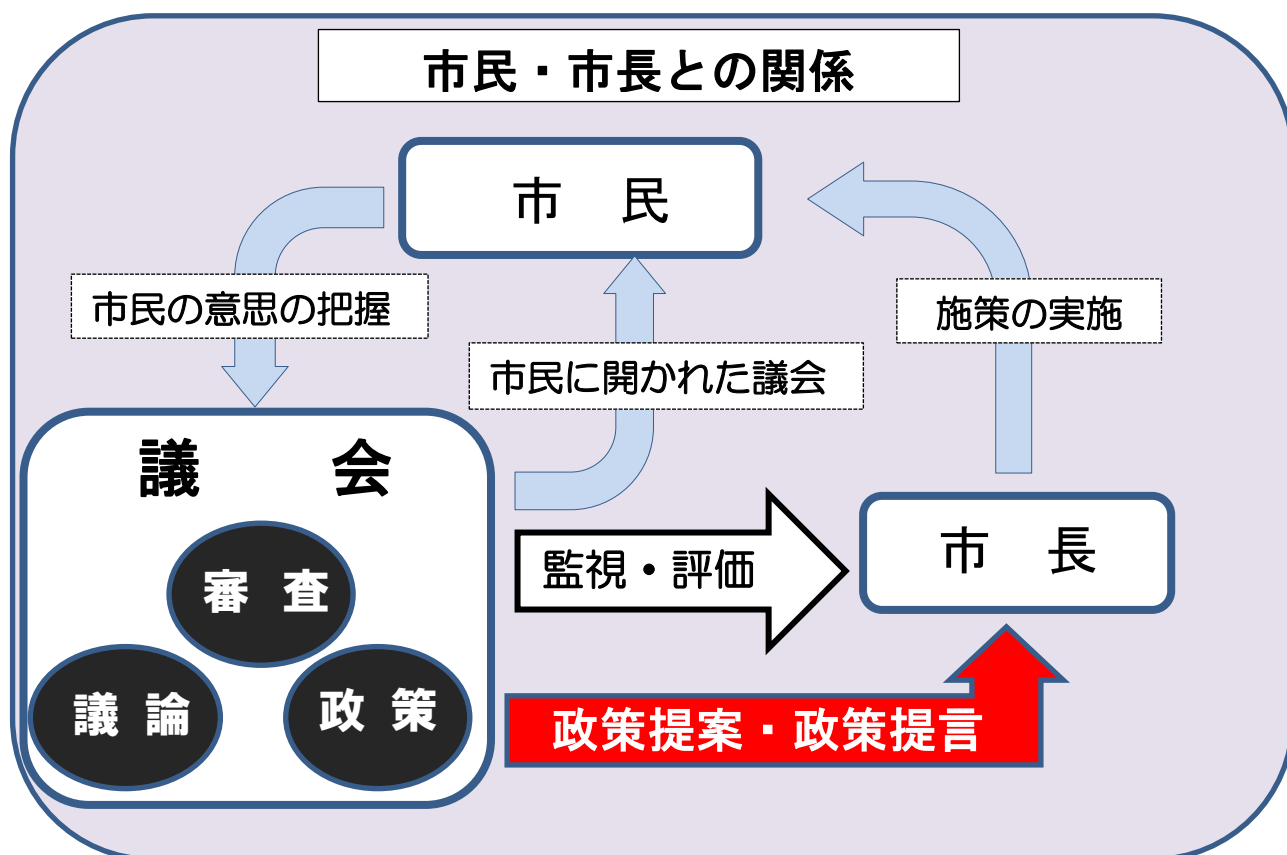
この条例を、議会の基本的事項を定める条例と位置付けし、この条例の目的や考え方が、議会に関する他の例規等に反映されなければなりません。

また、議会及び議員に関する他の条例・規則及びその他の議会運営に関する規程を制定や改廃する場合においても、この条例の内容を尊重しなければなりません。

《参考》

主な議会関係の条例、規則及びその他の議会運営に関する規程

- ・高松市議会議員定数条例
- ・高松市議会定例会に関する条例
- ・高松市議会委員会条例
- ・高松市議会会議規則
- ・高松市議会傍聴規則
- ・高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・高松市議会政務活動費の交付に関する条例
- ・高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- ・高松市議会議員政治倫理条例
- ・高松市議会議員政治倫理条例施行規程
- ・高松市議会事務局設置条例
- ・高松市議会事務局処務規程
- ・高松市議会事務局の職員が処理すべき事務に関する規程
- ・高松市議会図書室規程
- ・高松市議会都市問題研究会設置規程
- ・高松市議会史編さん委員会規程



第2章 議会の活動原則等

(議会の活動原則)

第5条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 調査活動等を通じて市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案及び政策提言の強化に努めること。
- (3) 適正な行政運営が行われるよう、市長等が行う事務の執行を監視し、及び評価すること。
- (4) 議員間討議を尊重し、議会全体の合意形成に努めること。
- (5) 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うこと。

本条は、議事機関として担う議会の役割を具体的に規定し、その役割を果たすための基礎である議会活動の原則を明確に定めています。

【解説】

第1号では、議会運営の公正性・透明性を確保し、市民から信頼される存在となるため、開かれた議会運営を目指すことを、第2号では、市政に対する市民意思の反映に全力を尽くすため、政策提案や政策提言の強化に努めることを、第3号では、市長等の事務執行の監視・評価を行うことを、第4号では、合議制の議事機関として、議員間討議を積極的に実施し、合意形成に努めることを、第5号では、議会の代表である議長の中立公正な職務と民主的・効率的な議会運営を、それぞれ議会の活動原則として明記しています。

また、年4回の定例会と必要に応じて臨時会を開催していますが、平成24年の地方自治法の一部改正により、1年を通して会期とする通年議会が可能となりました。会期を通年とすることで、議長が速やかに本会議を開くことができるほか、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応できるなど、市政の執行を常に議会が監視できるメリットがあることから、今後、通年議会制の採用に向けて検討を進めていきます。

(議員間討議)

第6条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員間討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

- 2 議長及び委員長は、議員間討議が積極的に行われるよう、議会の会議及び委員会を運営しなければならない。
- 3 議員は、議員間討議を通じて合意形成を図り、政策提案及び政策提言を積極的に行うものとする。

本条は、本会議及び委員会等において、議員間の積極的な討議に努め、議会の権能を発揮し、政策提案や政策提言を積極的に行うことを定めています。

【解説】

第1項では、合議制の機関である議会として、議員において議員相互の自由討議を是として合意形成を図るように努めることを明記しています。

第2項では、議長・委員長において、積極的に議員間討議が行われるように会議運営に努めることを明記しています。

第3項では、議員において、それぞれの立場で意見を述べ合い、合意形成を図りながら、政策提案や政策提言を行うことを明記しています。

(議決責任及び説明責任)

第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その経過及び結果について、市民に対して説明責任を果たすものとする。

本条は、議会として議決責任を深く認識し、様々な機会を活用して市民に説明責任を果たすことを定めています。

【解説】

住民によって直接選挙で選ばれた議員で構成される合議制の議事機関として、市民の代表としてふさわしい充実した審議・審査・討議を行い、意思決定機関としての議決責任の重さを認識し、開かれた議会として市民への説明責任を十分に果たすよう努めることを明記しています。

(危機管理)

第8条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産及び生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする。

本条は、この条例の特徴の一つであり、議会としての危機管理意識の醸成について定めています。

【解説】

台風や自然災害のほか、近い将来、発生が確実視されている南海トラフ巨大地震など、大規模災害時には、市民の生命や生活の平穏などを守るため、市長等と協力して危機管理に努めるよう明記しています。

第3章 議員の活動原則等

(議員の活動原則)

第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の多様な意見等を的確に把握し、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて、自己の資質の向上に努めること。

本条は、議事機関である議会構成員の議員の活動原則について定めています。

【解説】

第1号では、市議会議員の役割及び責務を果たすため、合議制の組織としての議員間の自由討議の尊重を、第2号では、市民の様々な広聴手段を最大限活用して市民の多様な意見等を把握するとともに、市民全体の奉仕者としてふさわしい活動を、第3号では、市政の課題等に関する調査・研究や研修を通じて、常に自己研鑽を図り、資質の向上に努めることを明記しています。

(議員の政治倫理)

第10条 議員は、その地位が市民の厳粛な信託によるものであることを自覚し、高松市議会議員政治倫理条例（平成18年高松市条例第74号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

本条は、議員の政治倫理の向上と確立について定めています。

【解説】

高松市議会議員政治倫理条例では、議員の責務として「市民全体の代表として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正・誠実・清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、その使命の達成に努めなければならない」と規定しており、同条例を遵守して個々の議員が市民の厳粛な信託によるものであることを自覚し、品位の保持に努めることを明記しています。

(会派)

第11条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

本条は、議会内で考えを同じくする議員同士が会派を結成することで、議会活動を円滑に実施できるよう定めています。

【解説】

第1項では、議員は、条例案の提出など、議会活動を円滑に実施するため、政策等に対する基本的な考え方や信条等に基づき会派を結成することができる旨を明記しています。

第2項では、会派が政策を中心とした同じ理念を持った議員同士で組織して活動する旨を明記しています。

第3項では、議会活動を円滑に進める機能である会派の役割や位置付けを規定し、政策立案や政策提案等に関し、円滑で効果的に議会意思を決定していく上で、有効な組織である会派の役割等を明記しています。

(政務調査活動)

第12条 議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

2 議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を果たすものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、高松市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年高松市条例第1号)の定めるところによる。

本条は、議員が調査研究するための政務調査活動について定めています。

【解説】

第1項では、二元代表制のもと、議員としての責務を十分に果たすため、政務活動費に関して、有効に活用して、市政に関する調査研究を積極的に行うことを明記しています。

第2項では、政務活動費の適正な執行及び使途の説明責任を果たすことを明記しています。

第3項では、政務活動費の交付等に関して、既に制定している高松市議会政務活動費の交付に関する条例によることを明記しています。

第4章 市民と議会との関係

(情報公開の推進)

- 第13条 議会は、公正性及び透明性を確保するとともに、開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。
- 2 議会は、議案等に対する各議員の賛否を公表するものとする。
- 3 議会は、会議等の傍聴人に対して議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。
- 4 議会は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定による行政文書の公開請求に適切に対応するものとする。

本条は、議案等に対する各議員の賛否を初め、会議での質疑や議論の様子を公開するなど、開かれた議会となるよう情報公開の対応について定めています。

【解説】

第1項では、市民に対する説明責任を果たし、公正性や透明性を確保するため、会議公開の原則のもと、様々な方法により、会議を公開することを明記しています。

第2項では、議案等の審議の状況や個々の議員の賛否情報など、審議結果を積極的に配信することを明記しています。

第3項では、傍聴人への資料提供等に努め、情報を共有することによる議会活動の透明化を明記しています。

第4項では、情報公開条例に基づく適切な対応とともに、議会の透明性の向上を図り、開かれた議会運営に努めることを明記しています。

《参考》

高松市議会では、市議会広報誌「たかまつ市議会レポート」や市議会ホームページにおいて、各会派（議員）の議案等に対する賛否情報を掲載しています。

(市民参加の推進)

- 第14条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、公聴会及び参考人制度、専門的知見等を活用して、政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 委員会は、請願及び陳情の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

本条は、より開かれた議会を目指し、議会に関する市民参加を促進するため、基本理念を示し、様々な形で積極的に市民参加の促進が図られるよう定めています。

【解説】

第1項では、多様な市民意見を反映するため、議会活動に参画する機会の確保に努め、市民参加を推進することを明記しています。

第2項では、個別・専門的意見を聴取し、議会審議に反映させるため、公聴会及び参考人制度、専門的知見の積極的な活用を明記しています。

第3項では、請願等を市民による政策提案と位置づけ、真摯に取り扱うため、委員会審査において、必要に応じて提出者からの意見陳述機会の確保を明記しています。

また、議会基本条例の制定に当たり、これまで条例素案の説明や意見交換会を開催しましたが、これも「市民参加の推進」の趣旨を反映したものです。

(議会報告会)

第15条 議会は、議会活動について市民等に対し報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行う場(次項において「議会報告会」という。)を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

本条は、より開かれた議会を目指し、議会に関する市民参加を促進するため、議会報告会について定めています。

【解説】

第1項では、議会の審議状況の報告のほか、市政に関する意見交換の場の設定など、議会が行う政策形成に市民が参加できる機会を確保するため、議会報告会を開催することを明記しています。

第2項では、議会報告会について別に定めることとし、今後、開催に向けて具体的な検討を進めていきます。

(広報広聴の充実)

第16条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広報広聴機能の充実に努めるものとする。

本条は、議会や市政に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を用いた広報広聴機能の充実強化を定めています。

高松市議会では、現在、市議会広報誌「たかまつ市議会レポート」、市議会ホームページやインターネットによる議会中継などにより市議会情報の広報に努めていますが、今後も、さらなる広報広聴機能の充実を目指してまいります。

現在実施している広報広聴機能

- ・本会議及び委員会の傍聴
- ・インターネットによる本会議の生中継及び録画配信
- ・ケーブルテレビによる本会議の生中継及び録画放送
- ・会議録の発行及び市議会ホームページへの掲載
- ・市議会広報誌「たかまつ市議会レポート」の発行
- ・議案に対する議員の賛否の公表（広報誌及びホームページ）

市議会広報誌「たかまつ市議会レポート」は、中核市市議会議長会議会報コンクールにおいて、最優秀賞（平成 21 年度）及び優秀賞（平成 24 年度）を受賞しました。

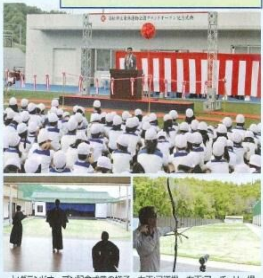
〔たかまつ市議会レポート 平成26年6月定例会 夏号〕

たかまつ市議会 レポート

● 高松市議会ホームページ
http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/655.html

東部運動公園

東部運動公園に、新たに整備された号道場とアーチェリー場の運用が5月1日から始まり、両施設がグランドオープンしました。今後、スポーツ・レクリエーション活動の拠点としてさらなる活用が期待されます。



上:グランドオープン記念式の様子 左下:号道場 右下:アーチェリー場

平成26(2014)年7月15日発行 (第167号)

目次

代表質問ほか 〇〇-〇〇
一般質問 〇〇-〇〇
情報BOX 〇〇-〇〇

定例会の日程

6月10日	開会・提案説明
13日	代表質問
16日	代表質問
17-18-19日	一般質問
20日	常任委員会審査
24日	委員長報告・討論・採決・閉会

今定例会で決まった主な内容

平成26年第3回高松市議会定例会が、6月10日から6月24日まで15日間の日程で開催されました。今定例会では、平成26年度一般会計補正予算案など23件の議案を、平成26年度一般会計補正予算案と23のうち17件を議決しました。

【重要案件】

- 高松市議会「高松市議会基本条例」の制定に関するイベント事業
 - △市民参加型イベント「高松市議会基本条例制定に関するイベント」を開催し、市民の意見や要望を収集する。
 - △市民参加型イベント「高松市議会基本条例制定に関するイベント」を開催し、市民の意見や要望を収集する。
- 高松市議会基本条例の制定に関するイベント事業
 - △市民参加型イベント「高松市議会基本条例制定に関するイベント」を開催し、市民の意見や要望を収集する。
 - △市民参加型イベント「高松市議会基本条例制定に関するイベント」を開催し、市民の意見や要望を収集する。

情報BOX

委員会の活動など

● 所管事務局員
常任委員会が所管する事務の中でテーマを設け、議会の庶務に継続して取り組む。今定例会で決まった各委員会のテーマは、次のとおりです。

総務消防	人口減少時代のまちづくりについて
教育民生	少子化対策の取り組みについて
経済環境	海外都市との交流の活性化について
建設水道	生活排水の処理のあり方について

● 調査会
重要な施策などについて、常任委員会ごとにも説明を受ける会で、次のとおり開かれました。

総務消防	4月30日 高松市消防団1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109・110・111・112・113・114・115・116・117・118・119・120・121・122・123・124・125・126・127・128・129・130・131・132・133・134・135・136・137・138・139・140・141・142・143・144・145・146・147・148・149・150・151・152・153・154・155・156・157・158・159・160・161・162・163・164・165・166・167・168・169・170・171・172・173・174・175・176・177・178・179・180・181・182・183・184・185・186・187・188・189・190・191・192・193・194・195・196・197・198・199・200・201・202・203・204・205・206・207・208・209・210・211・212・213・214・215・216・217・218・219・220・221・222・223・224・225・226・227・228・229・230・231・232・233・234・235・236・237・238・239・240・241・242・243・244・245・246・247・248・249・250・251・252・253・254・255・256・257・258・259・260・261・262・263・264・265・266・267・268・269・270・271・272・273・274・275・276・277・278・279・280・281・282・283・284・285・286・287・288・289・290・291・292・293・294・295・296・297・298・299・300・301・302・303・304・305・306・307・308・309・310・311・312・313・314・315・316・317・318・319・320・321・322・323・324・325・326・327・328・329・330・331・332・333・334・335・336・337・338・339・340・341・342・343・344・345・346・347・348・349・350・351・352・353・354・355・356・357・358・359・360・361・362・363・364・365・366・367・368・369・370・371・372・373・374・375・376・377・378・379・380・381・382・383・384・385・386・387・388・389・390・391・392・393・394・395・396・397・398・399・400・401・402・403・404・405・406・407・408・409・410・411・412・413・414・415・416・417・418・419・420・421・422・423・424・425・426・427・428・429・430・431・432・433・434・435・436・437・438・439・440・441・442・443・444・445・446・447・448・449・450・451・452・453・454・455・456・457・458・459・460・461・462・463・464・465・466・467・468・469・470・471・472・473・474・475・476・477・478・479・480・481・482・483・484・485・486・487・488・489・490・491・492・493・494・495・496・497・498・499・500・501・502・503・504・505・506・507・508・509・510・511・512・513・514・515・516・517・518・519・520・521・522・523・524・525・526・527・528・529・530・531・532・533・534・535・536・537・538・539・540・541・542・543・544・545・546・547・548・549・550・551・552・553・554・555・556・557・558・559・560・561・562・563・564・565・566・567・568・569・570・571・572・573・574・575・576・577・578・579・580・581・582・583・584・585・586・587・588・589・590・591・592・593・594・595・596・597・598・599・600・601・602・603・604・605・606・607・608・609・610・611・612・613・614・615・616・617・618・619・620・621・622・623・624・625・626・627・628・629・630・631・632・633・634・635・636・637・638・639・640・641・642・643・644・645・646・647・648・649・650・651・652・653・654・655・656・657・658・659・660・661・662・663・664・665・666・667・668・669・670・671・672・673・674・675・676・677・678・679・680・681・682・683・684・685・686・687・688・689・690・691・692・693・694・695・696・697・698・699・700・701・702・703・704・705・706・707・708・709・710・711・712・713・714・715・716・717・718・719・720・721・722・723・724・725・726・727・728・729・730・731・732・733・734・735・736・737・738・739・740・741・742・743・744・745・746・747・748・749・750・751・752・753・754・755・756・757・758・759・760・761・762・763・764・765・766・767・768・769・770・771・772・773・774・
------	---

第5章 議会と市長等との関係

(基本原則)

第17条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会の会議における質疑等は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質疑等に対して、その趣旨を確認するための発言をすることができる。

本条は、市長等と常に緊張ある関係を保持するため、議会の会議における質疑や反問権など、議会と市長等との基本原則を定めています。

【解説】

第1項では、二元代表制を踏まえ、市長等との緊張関係の保持により、監視及び評価機能を発揮し、政策立案や政策提言等を積極的に実施して、市政の発展に取り組むことを明記しています。

第2項では、今後、具体的な運用等に向けて協議する質疑等について、これまでの一括質問方式や選択制による一問一答方式の採用により、市民等に対して論点や争点がわかりやすくするように努めることを明記しています。

第3項では、表裏一体の関係にある市長等に、質問の趣旨を確認する反問権の付与について、前項の質疑等の方法とあわせて、今後、具体的な運用等を協議していきます。

(政策等の監視及び評価)

第18条 議会は、市長が市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策及び事業等（以下「重要な政策等」という。）を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 各種計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来における効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

本条は、議案等の審議、審査及び調査において、市長が議会に対して行う説明等の提供を求めるとともに、政策等の監視や執行後の政策評価に役立つように定めています。

【解説】

第1項では、政策等の監視及び評価に資するため、市長が議会に提出した重要な政策等について、背景や目的・効果など議会での審議に必要な資料及び情報の提供を義務づけることを具体的に明記しています。

第2項では、議会が市長に対して監視機能・調査機能等を果たしていくためには、各事業に関する情報を的確に把握する必要があり、執行後の政策評価に役立つよう審議に努めることを明記しています。

(予算案及び決算における政策説明資料の作成)

第19条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会に審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、施策別及び事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

本条は、市長が議会に対して提出する予算や決算等の資料について、分かりやすい説明資料の作成について定めています。

【解説】

予算・決算の重要性に鑑み、前条の重要な政策等に準じて、市長に対して施策別・事業別の政策説明資料の作成を求めることを明記しています。

第6章 議会の機能強化

(議決事件)

第20条 議会は、その意思決定及び監視機能の向上を図るとともに、市長等が提案する重要な政策等について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

本条は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件について定めています。

【解説】

第1項では、議会の有する調査及び監視機能強化の一環として、法第96条第2項を根拠とする議会の議決事件の拡大について明記しています。

第2項では、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例によることを明記しています。

《参考》

高松市議会では、平成25年3月定例会において、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例を議決し、総合計画基本構想の策定及び定住自立圏形成協定の締結等を議決事件としています。

地方自治法第96条第1項の規定に基づき、予算・条例・契約等が議決事件として定められていますが、同条第2項では、国の安全に関することその他の事由により、議会の議決すべきものとするのが適当でないとして政令で定められた法定受託事務を除き、独自に条例で議会の議決事件として追加することができるものと定められています。

この規定を有効に活用し、議決事件を追加することにより、議会権限を拡大し、執行機関への監視機能を強化するとともに、市政に対し、議会としてより多くの責任を果たしていくことができます。

(検討会等)

第21条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員等で構成する検討会等を設置することができる。

本条では、議会が必要があると認めるときには、検討会等を設置することができることを定めています。

【解説】

議会は、社会環境等の変化により生ずる市政の課題を適切かつ迅速に調査検討するため、必要があるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる旨を定めています。

(政策提案等)

第22条 議会は、政策の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等により、市長等に対し、積極的に政策提案を行うものとする。

本条は、市長等に対して、条例の提案を初め、議決等により政策提案を行うことを定めています。

【解説】

議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、議決権・調査権・監査請求権・意見書提出権など、議会の有する政策提案及び政策提言機能を強化するため、条例提案など各種の手法により、議会独自で積極的に政策提案を行うことを明記しています。

(議員研修の充実)

第23条 議会は、議員の資質及び政策立案、政策提言等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

本条は、議員の政策立案や政策提言等ができるように、議会として議員の研修の充実を図るよう定めています。

【解説】

議員研修の充実強化により、議員の資質向上はもとより、議会全体の政策立案及び政策提言などの機能強化につなげることを明記しています。

(議会改革の推進)

第24条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政上の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に積極的に取り組むものとする。

本条は、継続的に議会改革の推進に取り組むことを定めています。

【解説】

社会情勢等の変化に応じた議会改革に積極的に取り組む姿勢について明記しています。

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能、法務機能等の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。
この場合において、議長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ市長等と協議するものとする。

本条は、この条例の特徴の一つであり、議会機能の強化を図り、議員をサポートする議会事務局の体制整備について定めています。

【解説】

第1項では、議会の政策形成能力の向上が求められる今、その支援組織としての議会事務局の機能の充実強化や組織体制の整備について明記しています。

第2項では、議会事務局の職員人事に関する議長の任免権及び市長等に対する事前協議を明記しています。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

本条は、議員の政策立案に役立つように、議会図書室の充実にすることを定めています。

【解説】

議員の調査研究を支援する等のために設置されている議会図書室の充実にについて明記しています。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第27条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみでなく、市民の代表者である議会が、市民の意見を市政に十分反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議会は、議員定数を見直すに当たっては、人口、面積、財政力等、市政の現状と課題及び将来予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の意見を聴取するものとする。

3 議員定数は、別に条例で定める。

本条は、市民の代表者である議会の議員定数についての考え方や見直しについて定めています。

【解説】

第1項では、法改正により議員定数の上限数が撤廃されたことを受け、議員定数の根拠となる方針を明記しています。

第2項では、前項と同様、議員定数を見直す際、具体的に考慮すべき点や留意事項等のほか、市民からの意見聴取の必要性について明記しています。

第3項では、議員定数は、高松市議会議員定数条例によることを明記しています。

(議員報酬)

第28条 議員報酬は、別に条例で定める。

本条は、議員報酬について、他の条例で定める旨を定めています。

【解説】

議員報酬の額は、特別職の報酬等審議会での審議に委ねていますが、高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例によることを明記しています。

第8章 補則

(見直し手続)

第29条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的が達成されているかについて常に検証し、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本条は、この条例の施行の状況について常に検証して、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

【解説】

社会情勢の変化等に対応した議会運営を行うために、この条例の目的が達成できているのか常に検証するとともに、議員の改選時など必要に応じて条例内容を検討し、見直し等を行うことを明記しています。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。